

明治三十二年法律第四十九号

商法施行法

- 第一条 商法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外旧法ノ規定ヲ適用ス
- 第二条 商事ニ関スル特別ノ法令ハ商法施行ノ後ト雖モ仍ホ其効力ヲ存ス
- 第三条 特別ノ法令中旧商法ノ規定ニ依ルヘキモノト定メタル場合ニ付テハ旧商法ハ商法施行ノ後ト雖モ仍ホ其効力ヲ存ス
- 第四条 商法施行前ヨリ商業ヲ営ム未成年者、妻及ヒ後見人ハ商法ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス
- 第五条 商法施行前ニ会社ノ無限責任社員ト為ルコトヲ許サレタル未成年者又ハ妻ハ商法施行ノ日ヨリ其会社ノ業務ニ関シ之ヲ能力者ト看做ス
- 第六条 商法第七條第二項ノ規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ定メタル制限ニモ亦之ヲ適用ス
- 第七条 削除
- 第八条 商法施行前ニ旧法ノ規定ニ依リテ為シタル登記ハ商法ノ規定ニ從ヒテ為シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス
- 第九条 商法施行前ニ登記シタル事項ニ変更ヲ生シ又ハ其事項力消滅シタル場合ニ於テ商法施行前ニ登記ヲ為サリシトキハ当事者ハ其施行ノ後遅滞ナク登記ヲ為スコトヲ要ス
- 第十条 商法施行前ニ設立ノ登記ヲ為シタル会社ノ社名ハ商法ノ規定ニ從ヒテ登記シタル商号ト同一ノ効力ヲ有ス
- 第十一条 商法施行前ニ設立シタル合名会社ニシテ其社名中ニ合名会社ナル文字ヲ用キサルモノハ其施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ商法第十七條ノ規定ニ從ヒテ其社名ヲ改メ且其登記ヲ為スコトヲ要ス
会社ノ業務ヲ執行スル社員カ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル
- 第十二條 商法第十八條ノ規定ハ商法施行前ヨリ使用スル商号ニハ之ヲ適用セス
- 第十三條 商法第十九條ノ規定ハ旧商法施行前ヨリ使用スル商号ニハ之ヲ適用セス
商法施行後ニ商号ノ登記ヲ為シタル者ト雖モ旧商法施行前ヨリ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スル者ニ對シテハ商法第二十條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得ス
- 第十四條 削除
- 第十五條 商法施行前ニ東京市又ハ大阪府ニ於テ商号ノ登記ヲ為シタル者ハ商法施行ノ日ヨリ六ヶ月内ニ其市ニ存スル他ノ登記所ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス
前項ニ定メタル登記ヲ為サリシ者ハ其登記ヲ為サリシ登記所ノ管轄区域内ニ於テハ商法第二十條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得ス
- 第十六條 削除
- 第十七條 商法第二十八條ノ規定ハ商法施行前ニ作リタル商業帳簿ニモ亦之ヲ適用ス
- 第十八條 代務人ニハ商法施行ノ日ヨリ支配人ニ関スル規定ヲ適用ス
- 第十九條 商法施行前ヨリ支配人又ハ支配役ト稱スル者カ商法第三十條ニ定メタル權限ヲ有セサルトキハ主人ハ商法施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ其名稱ヲ改ムルコトヲ要ス
主人カ前項ノ期間内ニ支配人又ハ支配役ノ名稱ヲ改メサリシトキハ其者ハ商法第三十條ニ定メタル權限ヲ有スルモノト看做ス
- 第二十條 商法第三十二條第三項ノ規定ハ旧商法第五十條ノ規定ニ反シテ為シタル行為ニ之ヲ準用ス但一年ノ期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- 第二十一條 主人カ商法施行前ニ前項ノ行為ヲ知リタルトキハ二週間ノ期間モ亦其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス
商法中代理商ニ関スル規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ定メタル代理商ニモ亦之ヲ適用ス
- 第二十二條 商法中会社ニ關スル規定ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ設立シタル会社ニモ亦之ヲ適用ス
- 第二十三條 商法第四十七條ニ定メタル期間ハ商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル会社ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- 第二十四條 商法施行前ニ設立シタル合名会社ニシテ未タ設立ノ登記ヲ為ササルモノハ商法施行ノ日ヨリ一ヶ月内ニ商法ノ規定ニ從ヒテ定款ヲ作り且商法第五十一條第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス
- 第二十五條 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル合名会社ハ商法施行ノ日ヨリ一ヶ月内ニ本店ノ所在地ニ於テハ支店、支店ノ所在地ニ於テハ本店並ニ他ノ支店及ヒ社員ノ出資ノ種類並ニ財産ノ目的トスル出資ノ價格ヲ登記スルコトヲ要ス
- 第二十六條 商法第五十一條第二項、第三項及ヒ第五十二條ノ規定ハ合名会社カ設立ノ登記ヲ為シタル後商法施行前ニ支店ヲ設ケ又ハ其本店若クハ支店ヲ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス但登記期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- 第二十七條 会社ノ業務ヲ執行スル社員カ前二條ノ規定ニ依リ為スヘキ登記ヲ怠リタルトキハ五十円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル
- 第二十八條 商法第六十條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ旧商法第四十條ノ規定ニ反シテ為シタル行為ニ之ヲ準用ス
- 第二十九條 商法第七十一條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合名会社ニハ之ヲ適用セス
- 第三十條 合名会社ノ目的タル事業ノ成功カ商法施行前ニ不能ト為リタルトキハ裁判所カ解散ヲ命ジタル場合ヲ除ク外其会社ハ商法ノ施行ト同時ニ解散シタルモノト看做ス
- 第三十一條 合名会社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ未タ清算人ヲ選任セサルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第七十六條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス
- 第三十二條 合名会社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ既ニ清算人ヲ選任シタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第七十六條及ヒ第九十條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス
- 第三十三條 削除
- 第三十四條 合名会社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ未タ清算人ヲ選任セサルトキハ總社員ノ同意ヲ以テ会社財産ノ処分方法ヲ定ムルコトヲ得此場合ニ於テハ商法施行ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス
- 第三十五條 合名会社カ商法施行前ニ解散ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テハ清算ハ旧商法ノ規定ニ依リテ之ヲ為ス
- 第三十六條 合名会社ニ於テ商法施行前ニ清算人ノ解任又ハ變更アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第九十七條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス
- 第三十七條 商法第九十七條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス
- 第三十八條 商法施行前ニ設立シタル合資会社ニハ旧商法ノ規定ヲ適用ス
- 第三十九條 商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ其取引ニ關スル一切ノ書類ニ商法施行前ニ設立シタル会社タルコトヲ示スコトヲ要ス
- 第四十條 業務担当社員カ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル
更ニシテ之ヲ商法ニ定メタル合資会社、株式會社又ハ株式合資会社ト為スコトヲ得
- 第四十一條 前項ノ場合ニ於テハ總會ハ直チニ新會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス
商法第七十八條、第七十九條第一項、第二項及ヒ第二百五十四條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十二條 商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ商法ノ規定ニ從ヒテ合併ヲ為スコトヲ得但合併後存続シ又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ハ商法ニ定メタル種類ノ一タルコトヲ要ス
合併ノ決議ハ旧商法第一百五十一條第二項ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス
- 第四十三條 商法施行前ニ發起ノ認可ヲ得タル株式會社ニ於テハ其發起人ハ七人以上ナルコトヲ要セス

第四十四条 商法施行前二発起ノ認可ヲ得タル株式会社ト雖モ其発起人カ未タ株主ノ募集ニ著手セサルトキハ之ニ商法ノ規定ヲ適用ス

第四十五条 株式会社ノ発起人カ商法施行前二株主ノ募集ニ著手シタルトキハ旧商法ノ規定ニ從ヒテ会社ノ設立ヲ為スコトヲ得但商法ノ規定ニ從ヒテ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第四十六条 商法施行前二創業總會ニ於テ定款ヲ確定シタル場合ニ於テハ商法ノ規定ニ從ヒテ其定款ヲ変更スルコトヲ要ス

第四十七条 商法第三百三十条ノ規定ハ前二条ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十八条 商法第六十三条第一項及ヒ第二項ノ規定ハ旧商法ノ規定ニ依リテ招集シタル創業總會ノ決議ニ之ヲ準用ス但同条第二項ノ期間ハ商法施行前二決議ヲ為シタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第四十九条 第四十五条ノ場合ニ於テ商法施行前二株式總數ノ引受アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ商法施行後二株式總數ノ引受アリタルトキハ其日ヨリ六个月内ニ発起人カ創業總會ヲ召集セザルトキハ株式申込人ハ其申込ヲ取消スコトヲ得

第五十条 第四十五条及ヒ第四十六条ノ場合ニ於テハ株式会社ハ各株ニ付キ株金ノ四分ノ一ノ払込アリタル後二週内ニ商法第四百一条第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス

第五十一条 商法施行前二本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル株式会社ニシテ其定款ニ商法第二百二十条第一号乃至第七号ニ掲ケタル事項ヲ定メザルモノハ商法施行ノ日ヨリ三個月内ニ其定款ヲ変更スルコトヲ要ス

第五十二条 商法施行前二本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル株式会社ハ商法施行ノ日ヨリ三個月内ニ本店ノ所在地ニ於テハ支店、支店ノ所在地ニ於テハ本店並ニ他ノ支店及ヒ会社カ公告ヲ為ス方法並ニ監査役ノ氏名、住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第五十三条 商法施行前二設立シタル株式会社カ登記シタル事項中ニ変更ヲ生シタル場合ニ於テ商法施行前二登記ヲ為サザルトキハ其施行ノ日ヨリ二週内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス

旧商法ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項カ商法施行前二生シタル場合ニ於テハ旧商法ニ登記期間ノ定ナキトキニ限リ前項ノ規定ヲ準用ス

第五十四条 取締役カ前三条ノ規定ニ違反シタルトキハ五十円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル

第五十五条 商法施行前二設立シタル株式会社ニ於テ株式ノ金額カ商法第四百十五條第二項ノ規定ニ反スルモノハ旧商法及ヒ旧商法施行條例ノ規定ニ反セザル場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得商法施行後二新株ヲ發行スルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ商法施行後二株式ノ金額ヲ変更スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五十六条 商法中株券ニ関スル規定ハ商法施行前二發行シタル仮株券ニモ亦之ヲ適用ス

第五十七条 商法施行前二發行シタル株券及ヒ仮株券ハ商法第四百八条又ハ第二百十八條ノ規定ニ違フモノヲ改ムルコトヲ要セス但商法施行後二株金ノ払込ヲ為シタル場合ニ於テハ前二払込ミタル金額及ヒ新ニ払込ミタル金額ヲ仮株券ニ記載スルコトヲ要ス

第五十八条 旧商法第二百二十二條乃至第二百十五條ノ規定ハ商法施行前二株金払込ノ催告アリタル場合ニ限リ之ヲ適用ス

第五十九条 商法第五百五十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ商法施行前二株式ヲ讓渡シタル者ニシテ旧商法第八十二條ノ規定ニ依リ担保義務ナキ者ニハ之ヲ適用セズ

第六十条 削除

第六十一条 旧商法施行前二設立シタル株式会社ニ於テハ株主ノ議決權ノ制限カ商法第六十二條ノ規定ニ反スルモノ定款ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得但商法施行後二其制限ヲ變更スル場合ハ此限ニ在ラス

第六十二条 商法第六十三條ノ規定ハ株主總會カ商法施行前二決議ヲ為シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス但同条第二項ノ期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第六十三条 商法第六十七條但書ノ規定ハ商法施行前二選任シタル取締役及ヒ監査役ニハ之ヲ適用セズ

第六十四条 商法施行前二選任シタル取締役又ハ監査役ト雖モ其禁治産ニ因リテ退任ス

第六十五条 商法施行前二選任シタル取締役ハ其施行ノ後遲滞ナク定款ニ定メタル員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第六十六条 商法施行前二設立シタル株式会社ニ於テ其施行後二株金ノ払込アリタルトキハ取締役ハ其払込ノ年月日ヲ株主名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六十七条 商法施行前二設立シタル株式会社ノ取締役ハ其施行ノ後遲滞ナク社債ノ總額及ヒ其償還ノ方法ヲ社債原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六十八条 株式会社カ商法施行前二其資本ノ半額ヲ失ヒタル場合ニ於テハ取締役ハ商法施行ノ後遲滞ナク株主總會ヲ召集シテ之ヲ報告スルコトヲ要ス

商法施行前二会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テハ取締役ハ商法施行ノ後遲滞ナク破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ要ス

第六十九条 取締役カ前三条ノ規定ニ違反シタルトキハ五十円以上五百円以下ノ過料ニ処セラル

第七十条 商法第七十五条ノ規定ハ商法施行前二選任シタル取締役ニハ之ヲ適用セズ

第七十一条 旧商法第八十九条ノ規定ハ商法施行前二選任シタル取締役ニノミ之ヲ適用ス

第七十二条 商法施行前二旧商法第二百二十八條又ハ第二百二十九條ノ規定ニ依リテ提起シタル訴ニハ商法ノ規定ヲ適用セズ

第七十三条 商法施行前二選任シタル監査役ハ其任期カ一年ヨリ長キトキト雖モ其任期間在任ス

第七十四条 商法第九十条ニ掲ケタル書類ハ商法施行前二總會ヲ召集ノ通知ヲ發シタル場合ニ限リ會日マテニ之ヲ提出スルヲ以テ足ル

第七十五条 商法第九十六條ノ規定ハ商法施行前二本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル株式会社カ其登記後二年以上開業ヲ為スコト能ハサルモノト認ムル場合ニモ亦之ヲ適用ス

裁判所カ定款ノ規定ヲ認可シタルトキハ取締役ハ二週内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス

取締役カ前項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキハ五十円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル

第七十六条 明治二十三年法律第六十号ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

第七十七条 株式会社カ商法施行前二債券發行ノ認許ヲ得タル場合ニ於テハ旧法ノ規定ニ依リテ其募集ヲ完了スルコトヲ得

第七十八条 商法第二百四條第一項ノ規定ハ株式会社カ商法施行前二債券發行ノ認許ヲ得タル場合ニハ之ヲ適用セズ

第七十九条 株式会社カ商法施行前二債券發行ノ認許ヲ得タル場合ニ於テ一時ニ全額ノ払込ヲ為サシメザルトキハ第一回ノ払込アリタル後二週内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ払込ミタル金額及ヒ商法第七十三條第三号乃至第六号ニ掲ケタル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第八十条 商法施行前二社債ノ全額又ハ一部ノ払込アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ払込ミタル金額及ヒ商法第七十三條第三号乃至第六号ニ掲ケタル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第八十一条 商法施行前二發行シタル債券ハ商法第二百五條ノ規定ニ違フモノヲ改ムルコトヲ要セス

第八十二条 商法第七條但書ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

第八十三条 商法第二百九條第二項ノ規定ハ商法施行前二仮決議ヲ為シテ未タ其通知ヲ發セザル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十四条 商法第二百九條第四項ノ規定ハ株式会社カ商法施行前二定款變更ノ決議又ハ仮決議ヲ為シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第八十五条 株式会社カ商法施行前二資本ノ増加若クハ減少ノ決議又ハ仮決議ヲ為シタル場合ニ於テハ旧商法ノ規定ニ依リテ其増加又ハ減少ヲ為スコトヲ得

第八十六条 商法第二百二十八條乃至第三百十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成二十一年六月六日法律第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二五日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。